

第 4 章

長久手市第7期障がい福祉計画



木の絵 (翔くん)

1 基本的方向性

長久手市第7期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービスに関する具体的な数値目標等を定める計画です。障害者基本法における理念や、長久手市障がい者基本計画の理念を踏まえ、次の4つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

また、数値目標等は、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度末を目標年度として設定します。

【1】障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人が可能な限り、自らの意思決定による支援を受けられるように配慮するとともに、自立と社会参加が図られるよう、サービス等の提供体制の整備を進めます。

【2】障がいの種別にかかわらずサービス等の提供

サービス等の提供にあたっては、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病等の障がい種別にかかわらず、必要な時に適切なサービスを受けられるよう、サービス等の提供体制の確保に努めます。

【3】課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、その人の課題に対応したサービス提供体制を整え、地域全体で支えていきます。

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、障がいの重度化や家族の高齢化による「親亡き後」を見据えて機能の強化に努めます。

また、あらゆる人が共生できる地域を目指し、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう地域包括ケアシステムの構築を進めます。

【4】障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人が、その個性や能力を発揮し、地域社会における様々な活動に参加し、交流できるよう、参加のきっかけづくりや活動の場の情報周知、自身で取り組む際のお手伝いなどの機会の確保に努めます。

2 計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域移行に伴う長期入院患者の基盤整備量（利用者数）【65歳以上：0人、65歳未満：15人】

① 国の指針

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行における国の指針 ●●

項目	内容
地域移行者数	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
施設入所者数の削減	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

② 本市の目標設定

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行における本市の目標設定 ●●

	項目	数値	内容
実績	施設入所者数 (令和4年度末)	15人	令和4年度末時点の施設入所者数。
目標	地域移行者数 (令和8年度末)	2人	令和4年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行する人数
	施設入所者数の削減 (令和8年度末)	2人	令和4年度末の全施設入所者数から減少する人数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●● 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築における本市の活動指標設定 ●●

項目		令和8年度の目標値
目標	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回／年度
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 (内訳 保健：1、医療：1、福祉：9、当事者：1、家族等：3、その他：5)	20人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回／年度
	精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人
	精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人
	精神障がい者の共同生活援助の利用者数	52人
	精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人
	精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	4人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本市の目標設定

●● 地域生活支援拠点等が有する機能の充実における本市の目標設定 ●●

項目	数値	内容
目標	コーディネーターの配置	1人 令和8年度末までに1人のコーディネータを配置する。
	地域生活支援拠点等の充実	1回／年度 令和8年度末までに地域生活支援拠点等において、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況の検証及び検討を実施する。
	障がい者の支援体制の充実	実施 令和8年度末までに強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した体制の整備を進める。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 国の指針

- 福祉施設から一般就労への移行等における国の指針 ●●

項目	内容
一般就労への移行者数	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が令和8年度中に一般就労に移行することを基本とする。
就労移行支援事業	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。なお、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
就労継続支援A型事業	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援B型事業	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業利用者	令和3年度就労定着支援事業利用者数の概ね1.41倍以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業の就労定着率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

② 本市の目標設定

- 福祉施設から一般就労への移行等における本市の目標設定 ●●

項目	就労移行者数 (令和3年度末)	就労移行者数 (令和8年度末)	基本指針
一般就労への移行者数	8人	15人	1.28倍以上
就労移行支援事業	6人	9人	1.31倍以上
就労移行支援事業所	—	50%	
就労継続支援A型事業	2人	4人	1.29倍以上
就労継続支援B型事業	2人	3人	1.28倍以上
就労定着支援事業利用者	6人	9人	1.41倍以上
就労定着支援事業の就労定着率	—	25%	7割以上の事業所の割合が2割5分以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等

① 国の指針

●● 相談支援体制の充実・強化等における国の指針 ●●

項目	内容
相談支援体制の充実・強化等	令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	令和8年度末までに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

② 本市の目標設定

項目	数値	内容	
目標	総合的・専門的な相談支援機関の設置	実施 基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の実施の有無	
	訪問等による専門的な指導・助言	12件/年 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の実施件数	
	相談支援事業者の人材育成の支援	3件/年 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	
	相談機関との連携強化の取組の実施	45件/年 地域の相談機関との連携強化の取組の実施件数	
	個別事例事例の支援内容の検証	12件/年 個別事例の支援内容の検証件数	
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	実施 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	
	相談支援事業所の参画による事例検討の実施	2回/年	相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数及び参加事業所数
		2事業所	
		3チーム	プロジェクトチームの設置数及び実施回数
		12回/年	

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 国の指針

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における国の指針 ●●

項目	内容
障害福祉サービス等の質の向上	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

② 本市の目標設定

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における本市の目標設定 ●●

	項目	数値	内容
目標	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 (令和8年度)	6人/年	障害福祉サービス等に係る研修への各市町村職員の参加者見込み数
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 (令和8年度)	年1回	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数の見込み数

3 障害福祉サービスの見込みと確保方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

● ● 事業の概要 ● ●

サービス種別	事業の概要
居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常時介護を要する障がいのある人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する支援や、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動に困難を有する障がいのある人等で、常時介護を要する人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等、行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人等であって、介護の必要性が高く、意思疎通を図ることが難しい人に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援等を包括的に行います。

● ● 実績と見込み ● ●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	92	88	92	97	101	106
	時間/月	1,751	1,525	1,565	1,606	1,647	1,690
重度訪問介護	人/月	2	2	3	3	3	3
	時間/月	108	94	211	211	211	211
同行援護	人/月	6	4	6	6	6	6
	時間/月	71	66	67	68	68	69
行動援護	人/月	3	4	4	5	5	5
	時間/月	68	69	72	76	80	84
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

※重度障害者等包括支援は、現時点では見込みがないことから「0」とします。

● ● 確保方策 ● ●

訪問系サービスは、人口増加による在宅障がい者の増加や、障害者支援施設及び精神科病院からの地域移行を進めることで、ますます需要が増えることが予想されます。障がい者自立支援協議会などにより、事業者相互の連携を支援し、情報の共有や支援現場のニーズの集約を図ります。

訪問系サービスを提供するためには、所定の研修の課程を修了する必要があり、また、研修により従事する者の知識や技能の向上が期待できるため、県や市などが開催する養成に関する研修などへの積極的な参加を促します。



木の絵 (基貴くん)

(2)

日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

● ● 事業の概要 ● ●

サービス種別	事業の概要
生活介護	障害者支援施設等において、常時介護を要する人に対し、日中の入浴、排せつ及び食事等の介助等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
就労選択支援	就労を希望する障がいのある人が、就労先や働き方をより適切に検討・選択できるよう、必要な支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	主に身体障がいのある人に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや身体機能の維持、回復等の支援を実施します。
自立訓練（生活訓練）	主に知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を実施します。
就労移行支援	企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、就職後の職場定着支援等を行います。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づき、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（B型）	年齢や体力面等で一般就労が難しい障がいのある人に対し、雇用契約を結ばずに、就労の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院において医療を必要とし、常に介護を必要とする障がいのある人に対し、日中の機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。
短期入所 （福祉型、医療型）	介護者の病気やその他の理由により、短期間、夜間も含め、障害者支援施設、共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練施設等で入浴や排せつ、食事の介護その他必要な支援を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所等において実施する医療型があります。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	65	70	72	74	77	79
	人日/月	1,248	1,345	1,388	1,432	1,478	1,526
就労選択支援	人/月	—	—	—	78	93	112
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	0	1	1	1	1
	人日/月	1	0	5	5	5	5
自立訓練（生活訓練）	人/月	4	3	4	4	4	4
	人日/月	58	61	51	51	51	51
就労移行支援	人/月	23	22	20	24	28	33
	人日/月	359	347	298	351	413	486
就労継続支援（A型）	人/月	21	26	33	36	38	41
	人日/月	383	465	618	688	722	781
就労継続支援（B型）	人/月	66	78	87	95	104	115
	人日/月	1,092	1,251	1,375	1,534	1,711	1,908
就労定着支援	人/月	4	6	15	18	21	24
療養介護	人/月	2	2	1	1	1	1
短期入所（福祉型）	人/月	14	17	21	23	25	27
	人日/月	89	114	137	166	200	241
短期入所（医療型）	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	6	6	6	6

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

●● 確保方策 ●●

日中活動系サービスは、人口増加に伴い、今後も利用が増えることが予想されます。特に、20代から40代の精神障がい者の増加を背景とし、就労系サービスの需要の増加が見込まれます。

市内事業所への優先発注や業務委託を通して事業所の受注機会の拡大と工賃等の向上を図り、安定した事業所運営を支援します。

緊急時や家族のレスパイト等、多様な短期入所のニーズへの対応が可能となるよう、市内の事業所に短期入所サービスの提供を働きかけていきます。

強度行動障害支援者養成研修や高次脳機能障がいなどの支援に関する研修などへの積極的な参加を促し、支援者の増加を図ります。

なお、市内には特に就労継続支援事業所や短期入所が不足しているほか、就労移行支援、就労定着支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）及び療養介護は、現在、市内に事業所がありません。需要に応じたサービスを提供するため、既存事業所と連携し、サービスの提供を図ります。

(3)

居住系サービス・施設系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。なお、平日の日中においては、通所により日中活動系サービスなどを利用します。

●● 事業の概要 ●●

サービス種別	事業の概要
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

●● 実績と見込み ●●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	36	45	50	55	60	80
施設入所支援	人/月	13	14	15	15	15	15

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

●● 確保方策 ●●

地域移行後や親亡き後の生活の場としての共同生活援助のニーズは、今後も高まっていく見込みです。そのため、設置に関する相談対応や社会福祉施設等施設整備費補助金等の情報提供を行い、参入を促進します。

なお、施設入所支援は、国の基本指針に基づき地域移行する人を見込み、令和8年度は、15名とします。

(4) 計画相談支援・地域相談支援

相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

● ● 事業の概要 ● ●

サービス種別	事業の概要
計画相談支援（サービス等利用計画作成）	障がいのある人の置かれた状況、生活環境、意思等を考慮し、必要な障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画等の作成や適切な支援となっているか確認するモニタリング、関係機関との調整等の支援を行います。
地域移行支援	入所施設や病院に長期入所している障がいのある人等が、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人等で、夜間等も含む緊急時における連絡・相談等の必要な支援を行います。

● ● 実績と見込み ● ●

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援（サービス等利用計画作成）	人／月	69	55	58	62	66	71
地域移行支援	人／月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人／月	0	0	1	1	1	1

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

● ● 確保方策 ● ●

本市の障害福祉サービス利用者は、年々増加しており、それに伴いサービス等利用計画の作成に係る需要も高まっています。各相談支援事業所が適切にサービス提供ができるよう、本市の相談支援体制の強化を図ります。

障がい者基幹相談支援センターを中心に、情報共有、ケース検討の機会を設け、相談支援に従事する人材育成を行うとともに、困難ケースの対応などを通して地域課題を把握し、障がい者自立支援協議会における協議につなげていきます。

また、地域移行支援・地域定着支援の推進のため、障がい者基幹相談支援センターを中心に、障害者支援施設や精神科病院等に対し、地域移行に向けた普及啓発に取り組みます。そして、各相談支援事業所と連携し、地域生活を支えるための体制整備を行い、円滑に地域での生活に移行できるよう、検討を進めます。

4 地域生活支援事業の見込みと確保方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、自治体が地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施するものです。生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、移動支援の従事者の派遣など、多種にわたり、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにすることが目的です。

地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能であることから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に対応した事業や実施体制を随時検討していきます。

(1) 理解促進事業・自発的活動支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業種別	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族等が実施する事業に助成を行うなど、地域における自発的な取組を支援します。

●● 実績と見込み ●●

事業種別	内容	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	0	1	0	2	2	2
	事業整備	済	済	済	済	済	済
自発的活動支援事業	実施状況	0	0	2	2	2	2
	事業整備	済	済	済	済	済	済

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(2) 相談支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する様々な問題に対し、意思決定支援に配慮しながら相談を行い、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等について、必要な支援を行います。
障がい者自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、支援体制の中核的な役割を果たす協議の場として設置します。また、就労や福祉サービス等の分野別の専門部会を設置するなど、地域の実情に応じた多様なかたちで開催します。
基幹相談支援センター	基幹相談支援センターと地域の指定特定相談支援事業所が連携を図り、個々の意思決定に着目した支援が出来るよう、ケアマネジメント能力の向上に努めていきます。また、基幹相談支援センターが中心となり、障がい者の虐待防止の広報・普及・啓発を進めるとともに、福祉事業者等の職員に対し、適切な支援のあり方に関する研修等を実施します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援体制の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸借契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行い障がいのある人の地域生活を支援します。
尾張東部権利擁護支援センター	障がいのある人の権利擁護に関する問題について福祉課及び市内の相談支援事業所等と連携して必要な支援を行います。成年後見制度に関する広報周知を行い、利用に関する相談、申立て支援及び成年後見制度利用開始後の相談対応や関係機関との連携を図ります。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	か所	3か所		4か所	4か所		
障がい者自立支援協議会	設置状況	設置済			設置済		
基幹相談支援センター	設置状況	設置済			設置済		
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施			実施		
住宅入居等支援事業	実施状況	未実施			実施		

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(3)

成年後見制度利用支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位内容	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立事業	人/年	1	0	0	1	1	1
	事業整備	済	済	済	済	済	済
後見人等の報酬事業	人/年	4	4	4	4	4	4
	事業整備	済	済	済	済	済	済

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(4)

成年後見制度法人後見支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
成年後見制度法人後見支援事業	中核機関である尾張東部権利擁護支援センターと連携して市内での法人後見実施団体及び市民後見人の育成に取り組みます。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位内容	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民後見人の育成実施	人	2	6	6	8	8	10
	事業整備	済	済	済	済	済	済
法人後見実施機関の育成実施	法人	0	1	1	1	1	1
	事業整備	済	済	済	済	済	済

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(5) 意思疎通支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業種別	事業の概要
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳や要約筆記の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣をします。

●● 実績と見込み ●●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣・要約筆記者派遣	件/年	26	16	25	25	25	25
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1	1	1
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	人/年	0	0	0	0	0	1

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

コラム

障がい者に関するマークいろいろ②



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

(6)

日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付等を行うものです。

● ● 事業の概要 ● ●

対象用具	
①介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童の訓練いす等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき実用性のあるものです。
②自立生活支援用具	入浴補助用具や頭部保護帽などの、障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
④情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
⑤排せつ管理支援用具	ストマ装具等の障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人の居住生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

● ● 実績と見込み ● ●

対象用具	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	4	0	1	6	6	6
自立生活支援用具	件/年	0	5	6	5	5	5
在宅療養等支援用具	件/年	10	5	8	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	1	1	5	5	5
排せつ管理支援用具	人月/年	774	757	760	785	813	844
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	1	0	1	2	2	2

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(7) 手話奉仕員養成研修事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
手話奉仕員養成研修事業	これからも市内で活動する手話通訳者や手話のできるボランティアの養成を目指し、手話技術のレベルに応じた練習機会を継続して提供し、人材の育成を図っていきます。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	6	2	8	8	8	8

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(8) 移動支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	31	35	36	37	38	39
	時間/年	1,368	1,532	1,715	1,898	2,112	2,351

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(9)

地域活動支援センター事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
地域活動支援センター	地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。また、機能強化事業として専門職員を配置するなど地域活動支援センター機能を充実・強化し、障がいのある人等の地域生活支援を促進します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	人/年	3	3	20	20	20	20
	人日/年	46	72	400	400	400	400

※令和5年度に市内に地域生活支援センターを設置したことに伴い、当該センターの実績及び見込み量に変更

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(10)

発達障がい児者及び家族等支援事業

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムを実施し、障がい児者の家族のスキル向上を図ります。
ペアレントメンター	発達障がい児の子育て経験のある親が育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親からの相談を受けるペアレントメンターの養成を行います。
ピアサポート活動	発達障がいの子をもつ保護者や家族、本人同士等が集まり、お互いの相談や情報交換を行うピアサポート活動を実施します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム	受講者数/年	0	11	5	10	10	10
	実施者数	—	—	—	1	1	1
ペアレントメンター数	人/年	0	0	1	1	1	1
ピアサポート活動	参加者数/年	0	0	5	5	5	5

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

(11)

その他の事業（任意事業）

● ● 事業の概要 ● ●

事業種別	事業の概要
日中一時支援事業	日中一時的に見守りが必要な障がいのある人に対し、施設等で活動の場を提供します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とします。
要約筆記ボランティア養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記ボランティアを養成します。
自動車運転免許取得費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障がいのある人が、自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に、必要な経費の一部を助成します。
身体障がい者用自動車改造費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障がいのある人自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、必要な経費の一部を助成します。

● ● 実績と見込み ● ●

事業種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	99	82	49	49	49	49
	人日/年	5,363	5,086	3,612	3,612	3,612	3,612
訪問入浴サービス事業	人/年	0	0	0	0	0	0
要約筆記ボランティア養成研修事業	人/年	3	10	10	10	10	10
自動車運転免許取得費助成事業	人/年	1	0	1	1	1	1
身体障がい者用自動車改造助成事業	人/年	0	1	1	1	1	1

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

●● 確保方策 ●●

支援を必要としている人に必要な支援が届くよう、利用の実績、人口増加を踏まえ、各事業の充実を図るとともに、広く市民への制度周知を進めていきます。

「日中一時支援事業」「地域活動支援センター事業」「移動支援事業」「訪問入浴サービス事業」の利用について、サービス提供体制を確保しつつ、適切な支援が行えるよう、必要に応じて報酬単価や指定要件等の見直しに努めていきます。

日常生活に使用する用具の支給について、滞りなく支給できるよう提供事業者と市が連携し適切な支給に努めます。

コラム

障がい者に関するマークいろいろ③



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障がい者へ配慮した対応ができることを表しています。